
第5章 移 籍

第1節 総 則

第86条〔目的〕

本章の規定は、本協会の「加盟チームおよび登録選手」（過去に登録していたものおよび現在登録しているものならびに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という）相互間ならびに加盟者と外国のクラブ（チーム）との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

第87条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とはみなさない。

第88条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームの発行した「移籍承諾番号」を移籍先チームに通知し、移籍先チームが移籍申請をして、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本規定の定めにより移籍元チームが移籍承諾をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第89条〔公式試合への出場資格〕

- ① 本規程に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍したアマチュア選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
- ③ プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュアとして登録することはできない。

第90条〔外国への移籍〕

- ① 選手が外国のクラブ（チーム）へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
- ② 前項の国際移籍証明書の発行は、関連のFIFA規程に基づき行われるものとする。

第91条〔代理人等〕 <削 除>

第92条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、本規程第12章の手続きにしたがって理事会が決定する。

第93条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あつせんの申立をすることができる。

第2節 移籍の手続き

第94条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならない、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

第95条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。

第96条〔アマチュア選手として移籍する場合の特例〕 <削除>

第97条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第98条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

- ① プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。
- ② プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第98条の2〔プロ選手の期限付移籍〕

- ① プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。
- ② 期限付移籍の最短期間は、本規程に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
- ③ 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。

第99条〔外国籍選手等の移籍〕

- ① 外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が新たに本協会加盟チームに移籍する場合には、アマチュア選手もしくは

はプロ選手のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
 - (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
 - (3) 次の各書類を添付すること
 - イ 旅券の写し
 - ロ 入国査証の写し
 - ハ 外国人登録証明書の写し
- ② 外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームに移籍する場合にも、前項の規定を準用する。ただし、この場合には前項第3号イおよび住民票の写しを添付するものとする。

第3節 移籍金算出基準<削除>

第100条〔適用〕<削除>

第101条〔算出方法〕<削除>

第102条〔端数の処理〕<削除>

第103条〔税金の取扱い〕<削除>

第104条〔支払方法〕<削除>

第4節 トレーニング費用請求基準

第105条〔適用〕

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニング費用の請求は、本節の定めるところによる。

第106条〔トレーニング費用の金額〕

- ① トレーニング費用の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。

| | <u>4年まで</u> | <u>5年以降</u> |
|------------|-------------|-------------|
| 直前の在籍団体 | 30万円 | 15万円 |
| 2つ前以上の在籍団体 | 15万円 | 15万円 |

- ② トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人、中間法人、または学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）に限るものとする。
- ③ 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
- ④ 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。

第107条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。